

国内株式議決権行使基準

1. 定款変更

(1) 授権株数

- ① 授権株数の変更の必要性について合理的な説明がなされていない場合には、原則として反対する。
- ② 既存株主の持ち分に関する大幅な希薄化(30%以上)が懸念される場合は、原則として反対する。ただし、個別に検討し、財務の改善や設備投資余力の向上に伴う企業価値向上が、授権株数の増加による企業価値の希薄化を上回ると判断される場合は、賛成する。

(2) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社への移行

原則として賛成する。

(3) 取締役・監査役の定員変更

原則として賛成するが、取締役構成人数が 20 名を超える場合(上限を設けない場合を含む。)は反対する。

ただし、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、取締役構成人数が 25 名を超える場合は反対する。

(4) 取締役・監査役の任期変更

監査役を除き、取締役の任期延長については原則として反対する。

(5) 取締役・監査役の責任免除、責任限定

社外取締役及び社外監査役を除き、原則として反対する。

(6) 会計監査人の責任免除、責任限定

原則として反対する。

(7) 特別決議(定款変更決議等)に関する定足数の緩和

原則として反対する。

(8) 取締役会決議による自己株式の買付け

原則として賛成する。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることについては、取締役会の過半数を社外取締役が占めていない場合は反対する。

(10) 種類株式の発行

普通株主の株主価値を著しく毀損する可能性が高いと考えられる場合は反対する。

(11) その他の定款変更

法令等に準拠しない場合や、株主価値を毀損する可能性が高いと考えられる場合を除いて、原則として賛成する。

2. 取締役の選任

(1) 取締役の人数

- ① 取締役の人数が 20 名を超える場合(非改選の人数も加算して考慮)は、代表権のある取締役の選任議案について反対する。

ただし、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては取締役の人数が 25 名を超える場合(非改選の人数も加算して考慮)に、代表権のある取締役の選任議案について反対する。

- ② 政策保有株式を過大(純資産の 20%以上)に保有し、政策保有株式の縮減に関する考え方など、政策保有に関する方針が十分でないと看做される場合には、代表権のある取締役の選任議案に原則として反対する。

(2) 社外取締役

- ① 金融商品取引所の定める独立性基準を満たさない候補者の選任議案には反対する。ただし、株主総会参考書類に独立役員として届け出る予定であることが記載されている者は独立性を満たしているものと看做す。
- ② 当該企業を含め 5 社以上の上場企業で役員を兼務している候補者の選任議案には反対する。
- ③ 取締役会への出席率が 75%未満であった取締役の再任には原則として反対する。また、監査等委員会への出席率が 75%未満の監査等委員である取締役の再任には、原則として反対する。
- ④ 東証プライム市場上場企業において社外取締役(非改選を含め)が 2 名または取締役会に占める割合が 3 分の 1 のいずれが多い方を満たさない場合には、代表権のある取締役の選任議案に反対する。
- ⑤ その他市場の上場企業においては社外取締役が 2 名いない場合に反対する。
- ⑥ 支配株主、大株主(議決権 40%以上所有)が存在する企業においては、取締役会に占める社外取締役が過半数に満たない場合には、代表権のある取締役の選任議案に反対する。
- ⑦ 当該株主総会の時点で、在任期間が 12 年以上となる社外取締役候補の再任には反対する。

(3) 人材の多様性

株主総会後の取締役会または監査役会のいずれの構成員にも女性が居ないこととなる場合(非改選者も考慮)には、代表権のある取締役の選任議案に反対する。ただし、東証プライム市場以外に上場している企業については、当基準を適用しない。

(4) 業績不振・ROE低迷

以下のいずれかに該当する場合、過去 3 期以上在任した取締役(社外取締役を含む、監査等委員である取締役を除く)の再任に原則として反対する。

- ① 当期を含む過去 3 期連続で当期純利益が赤字の場合
- ② 当期を含む過去 3 期連続で ROE が 5%を下回っている場合

ただし、天災等不可抗力の要因や業界全体の事業環境の悪化による場合や、中長期的な企業価値向上に資する戦略的な費用計上など、取締役の経営責任に帰することが妥当でないと考えられる場合はこの限りでない。

(5) 不祥事等

不祥事のあった企業(精査企業)においては、不祥事につき責任があると判断される取締役の再任に反対する。

また、不祥事が会社全体のガバナンスの問題であると判断される場合には、代表取締役、或いは取締役全員の再任に反対する。

3. 監査役の選任

(1) 社外監査役の独立性

独立性に問題があると考えられる(独立性の判断にあたっては、社外取締役への独立性基準を準用する)社外監査役の選任に対しては反対する。

(2) 在任期間

当該株主総会の時点で、在任期間が12年以上となる社外監査役候補の再任には反対する。

(3) 出席率

取締役会、監査役会への出席率のいずれかが75%未満の場合は、その再任に原則として反対する。

(4) 不祥事等

精査企業に選定された企業において、不祥事等の重大性を鑑み影響が大きいと判断される場合は、監査役の再任に反対する。

4. 剰余金の処分

(1) 株主配当

以下のいずれかに該当する場合は原則として反対し、それ以外の場合は原則として賛成する。配当性向の計算においては、期中に支払われた中間配当や特別配当も考慮する。

(過剰配当)

① 当期を含む過去3期連続で当期純利益が赤字であり、かつ資本流出への対応(減配等)がない場合

② 当期純利益が赤字であり、かつ支払配当総額が株主資本の30%を超える場合

(過少配当)

③ 当期純利益が黒字にもかかわらず、配当性向が20%以下の場合(無配を含む)で下記のいずれにも該当しない場合

(ア) 前期から配当性向の引き上げを伴う増配を(復配を含む)している

(イ) 当期ROEが20%を上回っている

(ウ) 当期末の自己資本比率が10%を下回っている

④ キャッシュリッチ企業(総資産に対するネットキャッシュ比率が30%超)で下記のいずれにも該当しない場合

(ア) 前期から配当性向の引き上げを伴う増配を(復配を含む)している

(イ) 配当性向が40%を上回っている

(ウ) 総還元性向が40%を上回っている

5. 役員への報酬・退職慰労金

(1) 取締役・監査役への報酬

以下のいずれかに該当する場合は反対し、それ以外の場合は賛成する。

① 当期を含む過去3期連続で当期純利益が赤字で、役員報酬を減額していない場合

② 当期を含む過去3期連続でROEが5%未満の場合で、役員報酬を増額する場合

③ 今回議案の報酬総額(上限額を含む)が、直近当期純利益の20%を超え、かつ一人当たり年間3000万円を超えている場合で、前期比で増額となる場合

- ④ 監査役、監査等委員である取締役及び社外取締役への報酬に、業績連動制を導入する場合や株式報酬が付与されるなど、業務執行に対する監査の実効性が担保されにくいと考えられる場合
- ⑤ 精査企業において不祥事の発生により企業価値に重大な影響を与えたと判断された場合で増額が不適切と考えられる場合

(2) 役員賞与

以下のいずれかに該当する場合は原則として反対し、それ以外の場合は賛成する。

- ① 当期純利益が赤字の場合
- ② 当期を含む過去 3 期連続で ROE が 5%未満の場合
- ③ 役員賞与の総額が当期純利益の 30%を超える場合
- ④ 当期純利益が減少しているにもかかわらず役員賞与が増加する場合
- ⑤ 精査企業において不祥事の発生により企業価値に重大な影響を与えたと判断される場合
- ⑥ 賞与の支払い対象に、監査等委員である取締役、監査役が含まれる場合

(3) 役員退職慰労金

以下のいずれかに該当する場合は原則として反対する。

- ① 社外取締役若しくは監査等委員であった取締役、監査役への支給
- ② 精査企業においては、不祥事等に関与して辞任・退任した取締役への支給
- ③ 当期を含む過去3期連続で当期純利益が赤字の場合
- ④ 当期を含む過去 3 期連続で ROE が 5%未満の場合

6. 自己株式の取得(取得枠の設定を含む)

原則として賛成する。ただし、財務状況、信用格付、株式の流動性等から見て、株主価値を損なうと考えられる場合には反対する。

7. ストックオプション・株式報酬制度

以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。

- ① 発行済のストックオプションを含め、潜在的希薄化比率が 10%を超える場合
- ② 権利付与対象者に監査役、監査等委員である取締役、社外取締役が含まれる場合
- ③ 行使価格が市場価格を下回る場合で、退職が行使条件となっていない場合
- ④ 行使価格が市場価格以上の場合でもストックオプションの支給時から(その行使により取得した)株式を売却できるようになるまでの期間が 2 年未満の場合
- ⑤ 譲渡制限付き株式報酬の譲渡制限期間が 2 年未満の場合

8. 合併・事業譲渡・第三者割当増資等

合併比率、譲渡・譲受価格、分割による新株の割当比率等について、第三者による算定根拠など十分な説明がなされていない場合には、原則として反対する。

(1) 合併、事業譲渡・譲受、会社分割等

合併比率、譲渡・譲受価格、分割による新株の割当比率等について、第三者による算定根拠など十分な説明がなされていない場合には、原則として反対する。

(2) 増減資・第三者割当増資等

増減資・第三者割当増資の目的が不明確な場合、及び株主価値の毀損に繋がると判断される場合には、原則として反対する。

9. 株主提案

単に株主提案であるという理由では反対しない。中長期的株主価値の向上やガバナンスの向上という観点から個別に判断する。

(1) 以下のいずれかに該当する株主提案については、原則として反対する。

- ① 個人的問題・見解を表明する手段として利用されていると認められる提案
- ② 企業の業務執行を阻害する可能性のある個別具体的な定款の新設・追加・変更を求める提案
- ③ 個別企業の経営責任、経営判断の範疇を超えた要求を含む提案

(2) 会社提案と株主提案において、自社株買いや配当など株主還元に関する提案が競合している場合、両者を比較し、総還元性向を踏まえながら還元額の多い議案の方に賛成する。ただし、財務状況に照らし還元額が過大と考えられる場合には反対する。

10. 買収防衛策

(1) 買収防衛策については原則として反対する。

ただし、以下に該当する場合には個別に判断する。

- ① 買収により株主価値が棄損される恐れがある
- ② 買収者自身に関して十分な情報開示がなされていない
- ③ 買収後の企業価値向上策が具体的に示されていない
- ④ 買収者が保有する他の企業を利するために行動している可能性が疑われる

(2) 個別に判断するにあたり、以下の条件のいずれかを満たしていない場合、原則として反対する。

- ① 社外取締役が選任の基準を満たしている
- ② 買収防衛策の発動について、取締役会に対して助言する独立委員会が設置されている、もしくは、株主総会の決議が要件となっている
- ③ 独立委員会の委員の過半数が社外役員または第三者により構成されている
- ④ 買収防衛策の継続が株主総会の決議で承認されることを要件としている
- ⑤ 買収防衛策の有効期限が1年以内
- ⑥ 買収防衛策の無期延長を可能とするような例外条項が含まれていない

11. その他の議案

(1) 取締役・監査人・会計監査人の責任減免

原則として反対する。

ただし、社外取締役及び社外監査役については賛成する。

(2) 会計監査人(補欠を含む)の選任

原則として賛成する。

(3) 当基準に該当のない議案

株主価値の増大に寄与すると考えられる議案には賛成し、株主価値が毀損される、又はそのおそれがあると考えられる議案には反対する。株主価値への影響が中立と考えられる議案、又は株主価値への影響が明確でない会社提案に対しては、取締役会の意見を尊重し原則として賛成する。

12. 新規上場企業について

上記基準の新規上場企業への適用においては、上場日が含まれる決算期以降の業績で判断することとする。

13. エンゲージメントを行っている企業について

エンゲージメントを行っている企業の議案については、対話の状況を踏まえた議決権行使の判断を行うことが出来るものとする